

イギリス所得税の先驅的諸税について

池田浩太郎

この小論では、イギリス所得税の先驅とおもはれる若干の租税について考察してみよう。イギリス所得税の先驅的諸税をあぐまでイギリス所得税の創設事情の解明といふ角度からとりあつかつてゆくつもりである。

イギリス所得税の創設問題の特異性は主としてつぎの二點に存するとおもはれる。その第一はイギリスが近代所得税制度の母國であるといふことである。すなはち一七九九年にビットがこゝろみた綜合所得税が世界最初の所得税であるといふことである。第二の點はイギリス特有の所得税タイプはビットの創設したときのやうな綜合課税のタイプではなく、いはゆる分類課税的、源泉課税的所得税であるといふことである。ビットの綜合所得税は一八〇二年にはやくも廢止され、翌一八〇三年にはアディントンが源泉課税と分類制度をもつ所得税を創設したの

である。そしてアディントン創設の所得税タイプは、それ以後今日までのイギリス所得税制度の根幹をなしてきたといつてよいであらう。

かくてイギリス所得税創設の事情を解明するためにはたんにイギリス所得税の創設をとりあげるのみでは不充分といふことになる。いはゆるイギリス型所得税の創設をもあはせ考察すべきであらう。いひかへれば、イギリス所得税の創設事情の解明のためにはビット所得税およびアディントン所得税の創設事情をも考慮しなければならないのである。(一橋論叢三十二卷二號、昭和二十九年八月號のわたくしの書評、フアインズワース著「アディントン、近代所得税の創設者」の七九ページ参照)。

この小論ではビット所得税、およびアディントン所得税の先驅的租税について若干の考察をすることになる。

二

論理的にかんがへてみると、ある税がイギリス所得税の先驅税であるといひうるのは、大體つぎの二つの場合にかぎられるやうである。その第一は、それがビット、アディントンの所得税以前に存在した所得税であるか、あるひは所得税的要素をもつた租税である場合である。これらの租税はごくいひゆるいみでの、あるひは一般的いみでのイギリス所得税の先驅諸税といひうるであらう。第二はビット以前の租税のうちでこれらの租税を構成してゐる要素(たとへばその税の稅務行政など)のいく

つかが、ビット、アディントンの所得税創設にさいして直接に利用されてゐる場合である。これらの租税はせまらぬいみでの、あるひは特殊のいみでの先驅的諸税といつてもよいであらう。わたくしはこの第二のいみの先驅諸税の方にとくに注目したいとおもふ。したがつてこの方をくわしくのべるつもりである。しかし豫備的に第一のいみの先驅的諸税についても簡単な概観をあたへておきたい。

(a)

第一のいみの先驅的諸税についてかんがへる場合には、所得税の嚴密な概念規定がまづ必要となつてくる。ただしこの場合には所得税の概念規定如何によつてその先驅税の範圍がことなつてくるからである。

ごく普通の規定によれば、所得税とは、經濟主體の所得に直接に賦課される人税である。すなはち所得税においては課税の客體、税源、課税の測定基礎などはすべて經濟主體の所得である。しかも課税標準としては外形的標準はもちひられず、現實の純所得に課税されるのである。所得自體がきはめて近代のものであるから、所得税も近代的性格をもつことになる。所得税は個人的主觀的であるとか、量的性格をもつとか、包括的であるといはれるのはまさに、所得税のもつ近代性を具體的に表現したものといつてよいであらう。

一體ビット以前に所得税が課税されたことがあつたであらうか。……所得税の存在は古代にまでさかのぼりうるとかんがへ

研究ノート

てゐるものもある(たとへばアメリカの財政學者 A. Buehler はその教科書 *Public Finance*, New York, 3. ed., 1948, p. 449. 以下、*Net Income Taxation* は一九世紀のものがあるが、所得税——だいたい *Gross Income Taxation* をいふ——は古代メナ、エジプト、インドにもみられる。)このやうに所得税の嚴密な概念規定を無視した見解はいちおう論外としても、ビット以前の所得税の存在を主張する學者もかなりある。こゝろみにその代表者を二三あげてみよう。

たとへば「イギリス租税史」の著者ヴォルヘルム・フォック (W. Vocke, *Geschichte der Steuern des britischen Reichs*, Leipzig, 1886) は、イギリスにおいて一四三五年および一五四三年に、それぞれ「累進所得税」あるひは「純粹なる所得税」が課税されたといつてゐる(フォック、前掲書五〇九ページ)。またイギリス租税史の權威ステファン・ドワエルもイギリスでは一四三五年および一四五〇年に graduated income tax が賦課されたといふ (S. Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England*, London, 2. ed., Vol. 1, 1888, p. 110—117)。

ドワエル、フォックの見解に反對する最有力の代表者はセリグマンである。彼はビット以前の所得税はすくなくともイギリスにはみあたらないといふ。すなはち彼はビット以前の所得税の例として二つのものをあげる。ひとつは一五世紀フロレンスの *Carasso* (眞のいみの所得税) と *Carla* (累進的所得税)

であり、もうひとつは一八世紀フランスの *Capitation*, *Dixième*, *Vintime* である。そしてこれらがフランス、イタリーで賦課した理由として、彼は當時の兩國の社會經濟發展をあげてゐる。イギリスにおける *Local rate*, *Tenth*, *Fifteenth*, *General Subsidy*, *Commonwealth Monthly Assessment*, *property tax* などはいづれもピット以前の直接税である。セリグマンによれば、これらはいちおう *product taxation* の要素をもつたプロパティ・タックスではあつた。しかし實質的には地租であつたのである。これらに「一般所得税のいかなるあとかたもみいだしえないのである」(E. R. A. Seligman, *The Income Tax*, New York, 2ed., 1914, p. 41—53)。ピルノー・モルもだいたいセリグマンと同意見である。彼はドゥエルがまさに *graduated income tax* であると斷定した一四三五年及び一四五〇年の課税は名實ともに所得税ではないといふ。すなはちこれらの課税においては商業、工業、貸付資本の利潤を把握して課税していかないからである。ピット以前には、イギリスでは所得税は存在しなかつたといつてよからう (B. Moll, *Probleme der Finanzwissenschaft*, Leipzig, 1924, S. 170—172)。

このやうにピット以前にイギリスに所得税が存在したといふドゥエル、フォックのかんがへと、ピット以前にはイギリスに所得税は存在しないといふセリグマンなどの主張とが對立してゐるわけである。彼等はいづれも租税史研究の指導的學者であ

るから、彼等以後の財政學教科書のおおくは彼等の學說を祖述し、あるひはピット以前に所得税が存在したとし、あるひは存在しないとしてゐる。

わたくしのかんがへではドゥエル、フォックの見解の方がよゝ妥當性がすくないようにおもはれる。なんととなれば十九世紀以前の社會經濟の發展の程度ではあらゆる人間のあらゆる所得獲得活動に直接的包括的に課税しうる尺度も組織もつくりえないとかんがへられるからである。彼等の見解は同情的にみてもせいぜいピット以前に部分的所得税あるひは収益税要素のつよい所得税類似のものが賦課されたといふいみでの妥當性をもつにすぎないであらう。

しかしセリグマンのごとくピット以前にイギリスでは所得税が存在しなかつたとすく主張することもすこしゆきすぎであらう。ピット以前にも所得税を志向した租税もいくつかはあつた。しかし所得税として實施しえたのは、社會的諸條件がより成熟しえた十八世紀末であり、ピットのそれがはじめであるとかんがへるのが妥當ではなからうか (W. Kennedy, *English Taxation*, 1640—1799, London, 1913, p. 46—47)。あるひはもつとばくせくと所得税および所得税に類似した租税はふるくから存在したが、近代的作用をもつた所得税はピットが創設者であるといつてよからう (J. Schumpeter, *Ökonomien und Soziologie der Einkommensteuer*, *Der deutsche Volkswirt*, 4. Jahrg., 1, 1929, S. 382)。

(b) つぎに所得税的要素をもつた租税がピットの所得税以前すでにイギリスに存在したかいなかについてしらべてみよう。一般には所得税の所得要素、人的要素などに注目して、諸収益税、人頭税、階級税などをその先驅としてあげるやうである。これは一般論としてはまことに妥當なる見解といふことができよう。しかしこのやうな税を所得税の先驅としてかぞえあげねばならぬとすれば、非常におおくの直接税を列挙しなければならなくなつてしまふであらう。イギリスについていふならば *Tillage* いらいのおおくの直接課税をピット所得税の先驅税としてあげねばならぬことになる (F. Shirras, *The Science of Public Finance*, London, 3. ed., 1936, p. 439)。しかし、このやうな列挙はいたづらに自己の博識をみせるにすぎないであらう。このやうなかたちで先驅諸税をかながへることは結局方法的にはつぎの手つゞきをしたわけであらう。すなはち所得税といふタイプをまづイデアールなかたちでおもひうかべ、しかるのちこのイデアールタイプにちかいかいものを歴史的に遡及してみいだすのである。この方法によるときは、さしあたり先驅的諸税はたんにピット所得税以前に孤立的に存在した過去のものとしかかんがえられない。しかしわれわれがイギリス所得税の先驅諸税についてとくに興味をひかれるのは、このやうな孤立的存在の先驅税ではない、したがつてこゝではこれらの租税を個々の論ずることはやめにしたいとおもふ。

研究ノ一ト

〔註1〕 おおくの財政學教科書が所得税の先驅としてこれらのものをあげてゐる。これらの教科書の例をあげることはもはや不用であらう。しかし人頭税や階級税は所得税の先驅ではないとかがへてゐる學者もいる (A. Tautscher, *Die Öffentliche Wirtschaft*, Berlin 1952, S. 311)。こゝのやうな意見の對立は——前述したピット以前の所得税の存在の事實にたいする意見の對立とおなじく——所得税およびその近代性の規定のしかたあるひはその先驅の規定のしかたの相違に由来するところがおおきい。このやうな問題にあまり神經質になつても實益がすくないとおもはれる。

〔註2〕 ドゥエル、前掲書、第三卷の七七ページから九九ページまでには、いはゆるピット所得税の先驅とかながへられる諸税のおおくが陳列されてゐる。

三

ピット、アディントン¹⁾の所得税以前の租税のうち、いかなるものが、所得税へと發展していつたのであらうか。ピットや、アディントンが所得税を創設するにあたり、以前のいかなる税種を、いかなる觀點から直接間接に利用したのであらうか。さらにいふならば所得税のいはゆる近代性およびイギリスタイプがいかなる税種のいかなる側面によつて生成する契機をあたへられたのであらうか。イギリス所得税の先驅税の問題をこのやうな觀點からながめることがわたくしにはもつとも興味あるもの

とおもはれる。

以上のやうな問題意識をもつてイギリス租税史をながめてみると、およそ四つの租税がわたくしの考察の対象となつてくる。これらについて歴史的起生の順次にしたがつてかんたんに説明してゆかう。

(一) まづ Commonwealth Monthly Assessment から説明しよう。

イギリス租税史の發展の順序からみると、この租税はチュエドル朝および初期スチューアート朝の Subsidy と、ウィリアム三世のプロパティ・タックスとの中間項をなすものである。サブサイディは一種のプロパティ・タックスであり、人税である。ウィリアム三世のプロパティ・タックスについては後述する。マンズリー・アセスメントが最初に賦課されたのは一六五六年であり、課税目的はスペイン王位繼承戦役の戦費充足の一助としてである。これは一ヶ月の總課税額六万ポンドの割合で三ヶ月間課税された。各地區にはおの一定税額がわりあてられたわけである。課税対象は不動産 real estate および若干の動産 personal estate とである(この税の詳細についてはドゥエル、前掲書、第三卷の七二ページから、八一ページまでの説明をみられたい)。

この租税で注目すべき點はつぎの二點であらう。まづ第一にこれはすくなくともその意圖におおては一般所得税をめざすものであつたとらふべきである(F. Shehab, Progressive Ta-

xation, Oxford, 1953, p. 13-14.)。もちろん當時の社會經濟

的發展の程度は高度資本主義段階からはほど遠い。しかも行政近代化もいまだしであつた。とくに租税行政機構の不整備はおほひがたいものがある。したがつて所得税を意圖するといつても、結局は國民所得のほんの一部のみに課税する結果とならう。しかも個人資産や利潤からの所得課税は不動産所得課税とちがつて把握しがたく、徴税しがたい。かくてマンズリー・アセスメントは、いきほひ實質的には一種の地租となつてしまつたであらう。しかしまづ所得税をめざした點は注目してよからう。

つぎに注目すべき點はその税務機構である。マンズリー・アセスメントの税務機構は直接には地租の税務機構にうけつがれる。しかもこの機構は、さらにピットの所得税へとうけつがれてゆくのである。たとへばマンズリー・アセスメントの税務行政にあたつては Commissioner 制度や、Surveyor や Assessor の制度、さらにはまた High Collector の設置などがみられた。これらの制度自體やその制度のもつ機能はたいした變更もなく地租にうけつがれる。そしてこれはさらに發展してピット所得税の税務機構の一部になるわけである。したがつてマンズリー・アセスメントの税務機構は所得税税務機構の本質的部分のいくつかを供給してゐるといつてよからう。

(2) つぎに問題になるのはアニュアル・ランド、タックス(Annual Land Tax)である。これについてはつぎの三點に

ついで説明すればよからう。まづ第一の點から説明しよう。これはウイリアム三世のプロバティ・タックス（一六九三年）以來十八世紀のイギリスに年々課税されたものである。すなはち一六九二年にイギリス議會は對フランス戰爭繼續のための財源としてポンド・レート（すなはちパーセンテージ・レート）で不動産所得や若干の動産所得に課税することを承認した。これがウイリアム三世のプロバティ・タックスである。これはマンスリー・アセスメントとおなじく國民所得のあらゆる部分に平等に課税しようとするところとしてゐるのである。しかし前のものと同様な経過をたどつて實質的には地租になりさがつてしまつたのである。（W. R. Ward, *The English Land Tax in the Eighteenth Century*, Oxford, 1933, p. 7）のちにはこの税はたんにその内容にしたがつてその名も「地租」とよばれるやうになつてしまつた。

第二の點にうつらう。すでにちよつとふれたごとく、この租税はその税務機構や、課税對象、課税方法など税制のかんりの細部にいたるまでマンスリー・アセスメントによつてゐる。そして、この租税の税務機構はピットが所得税創設にさいしてその重要な税務行政機構の一部面としてうけついたのである。

もつと一般的なひかたをすれば地租とピット所得税の關係はつぎのごとく要約できよう。すなはち、ふるい時代に地租のになつてゐた役割をあたらしい時代には所得税がはたすことになる。所得税は地租とおなじ幹からたものであるといつてよ

からう、と（ワード、前掲書、一三六ページ、一三七ページ参照）。

地租で注目すべき第三の點は、これがたんにピットの所得税のみでなく、アディンントンの所得税にも密接な關係をもつらしいことである。いひかえれば地租とイギリス型所得税とは密接に關聯しあつてゐるやうである。いはゆるイギリス型所得税の特色は源泉課税とスケデュール・システムとをもつことであるが、アディンントン所得税のスケデュール・システムの詳細と、ウイリアム三世のプロバティ・タックスの課税システム（これも所得をスケデュール別に課税する）の細目とはおどろくほどの類似をなしてゐる。そのみならず、ウイリアム三世のプロバティ・タックスにはすでに源泉課税の萌芽がみられるといふ。さらに「アディンントン」の著者ファインスワースはこの兩税の關聯についての推論をすゝめる。すなはち、彼によれば、まづアディンントンの古今内外の税制への學識のふかさをかんがへなければならぬ。さうすれば、ウイリアム三世のプロバティ・タックスのごときも當然、アディンントンが研究しつくしたものであらうと推論される。しかし、そのみではない。アディンントンの私的メモ、議會演説などの諸資料はますます兩税の關聯のふかさを推論させる。かくてファインスワースはアディンントン所得税の根本となつた租税は「地租」であるとかんがへてもさしつかえなからう、と結論してゐるのである。^{〔註3〕}

〔註3〕 この點については、資料的にたしかめられないの

が残念である。ともかく、フアインズワースによれば(A. Farnsworth, Addington, Author of the Modern Income Tax, London, 1951, p. 42—44) じぎの三つの點からアディントン所得税の手法はウィリアム三世のポロンチイ・タックスであると推論する。第一はアディントンが私的メモで所得税との關聯において地租に言及してゐる點。

第二は一八〇三年の豫算演説でもやはり所得税と關聯して地租に言及してゐる點。第三に同時代の書物(On the Advantages of Substituting an Income Tax etc., 1831, p. 52)で地租とアディントン所得税との關係を私してゐる點。

(3) 第三に問題となるのは家屋税である。これは一六九五
年はじめに The Tax on Windows in Houses として施行
されたものである。家屋税がピット所得税の先驅税であること
は一見妙なかんじがする。それは所得税をめざすものでもない
し、直接には所得税の要素をもつものでもないからである。

しかしつぎの一點で家屋税は所得税の先驅税としての重要性
をもつのである。すなはちそれは家屋税の稅務行政の面であ
る。この税の稅務行政面は地租のそれとかなり類似してゐる。

たとへば家屋税のコミッションナー制度と地租のコミッションナー制度
との類似などはその一例である。兩税の稅務行政組織を概観し
てみると、結局家屋税の稅務行政のうちとくに名望家的素人的
行政の側面が地租のものを類似してゐることがわかるのであ

る。しかし家屋税の稅務行政には他の注目すべき一側面が存す
る。すなはちこの稅務行政のために職業的専門行政官僚が任命
されたことがこれである。大藏省はこの稅務行政官僚として
Surveyor や Inspector や Receiver-General などを任命し
た。このうちで家屋税監査官 Surveyor の任命はとくに重要
ないぎをもつといはねばならない。

といふのは、家屋税監査官は當時のかずすくない地方専門稅
務官僚であつた。家屋稅行政はちよつとふれたやうに主として
地方名望家による行政によつて運営されてゐた。しかしこのう
ちに専門官僚の稅務行政がめばえてきたわけである。十八世紀
を經過するうちにこの家屋稅行政にかぎらず、地租行政なども
名望家行政の非能率化が漸次あきらかにされてくる。稅務の專
門行政による再組織化がおりにふれて解決を要する懸案として
登場するのである。しかるに一七九九年ピットが所得税を創設
するにあつては、その稅務行政はやはり名望家的なものが主
であつた。しかしピットは素人行政とやらで専門家行政の要
素をも同時に移植した。すなはち家屋税監査官がひまのときに
所得税視察官 Income Tax Inspector としてはたらくやうに
命令されたのである。周知のごとく、所得税の近代性にもとも
なふ稅務行政の煩雜さは到底地租や家屋税の比ではない。十九
世紀を經過するうちに所得稅行政における素人行政の非能率性
は決定的にばくろされた。そしてそれにかわるものとして所得
稅視察官など官僚行政の側面がしだいに擴大してきたのであ

る。ただしこれによつてのみ所得税税務の能率化が可能となつたのである。すなはち所得税視察官といふちいさい所得税の官僚行政官を土臺にして、所得税行政の官僚的運営組織が漸次発展をとげるわけである。ホープ・ジョーンズはピット所得税の成功の重大なる一要因として所得税視察官の存在をあげてゐるが、これはすなはち家屋税監査官の存在をまつてはじめて存在しえたわけである（ホープ・ジョーンズ、前掲書、十二ページ）。

もつとひろくいふならば、家屋税監査官は行政の近代化、職業的専門化の先驅者としての重大なるいぎをになつてゐるといふべきであらう。

(4) 最後にトリプル・アセスメント Triple Assessment について説明しよう。これは一七九八年、すなはちピット所得税施行の一年まへに賦課されたものである。この課税の目的はナポレオン戦争遂行のための戦費調達である。勿論この大戦争遂行のためにはすでにかんがへうべきあらゆる税（とくに間接税）が採用された。したがつて一八世紀末には國民はかなりの重税にくるしんでゐたわけである。もはや従來とおなじイデーをもつた税を賦課することは不可能といふべき状況となつてゐた。そこであらたなる見地にたつ租税の採用が不可避となつてきたのである。トリプル・アセスメントはまさにこの結果できあがつたものである。アセスト・タックスとは家屋とか、召使ひ、馬車、犬などの所有者、使用者に課税する直接消費税を總括してピットがなつけたものである。彼はこのアセスト・タックス

クスを一七九八年には前年度のこの税の支拂ひ金額の平均三倍の率で各人に課税した。そこでトリプル・アセスメントの名がうまれたのである。したがつてこれも一種の直接消費税といつてよからう。しかしこれはたんに直接消費税であり、したがつて所得税と無縁のものであると片づけてしまひえない點が存する。そしてこの點こそわれわれがトリプル・アセスメントで問題にしなければならぬのである。すなはち次の二點がこれである。

第一にこれは所得税的要素をもつ。この税にはつぎの諸考慮がなされてゐる。すなはちこの税を支拂ふべきひとびとのうちで年所得六十ポンド以下の人は免税。六十ポンドから二百ポンドまでの人には、所得の $\frac{5}{6}$ パーセントから十パーセントの段階的税率で課税。二百ポンド以上の人には正常税率十パーセントを課税といふ制限をなした。そして個人の年所得が二百ポンド以上で、しかもトリプル・アセスメントの納税額が、その所得の十パーセントにみたないときには、各人の所得の十パーセントまでの額を Voluntary Contribution として納付をこふたのである。また各人のトリプル・アセスメントの納税額が上記の制限税率をこえたときには、その超過部分は各人の申告によつて免税となる。また大家族のためには税額控除もみとめられたのである。かくてこのトリプル・アセスメントが所得に比例して課税することを企圖したものであることはかなり明白となる。たゞこの所得の推定は檢察官的方式によらないでは非

常に困難である。そこでやむをえず「所得の目にみえる標準」
Visible Criterion of Income として特定消費物に著目した。

これらを消費する人々の給付能力はこの消費物によつて推定されるとみなしたわけである。トリプル・アセメントにあつては消費が直接個人の給付能力をしめすとかんがへてゐるのではない。所得税とおなじく所得こそ給付能力を表現するものであるとかんがへてゐるのである。しかしこの所得を具體的に推定する手段としてこれらの消費物に著目したのである。^{〔註4〕}

〔註4〕 ビットのトリプル・アセメントが近代的觀點からの課税をめざすものであることや、またそれが所得課税をめざすものであることは、Hansard の Parliamentary Debates 第三十三卷の隨所にしめされてゐる。たとへば

「一二八ページにはつぎのごときビットの演説がある。
「……わたくしは所得の目にみえる標準としてアセメント・タックスの納税額をえらんだ。その理由は他のいかなる標準よりもより包括的であり、負擔の一般化、平等化のためによりよく適合し、いろいろの階級で必要に応じて種々なるしんしやくがきやすからであると……。」

第二の點はこの税の收入上の期待はずれが直接の契機となつてつひにビットをして総合所得税の創設を決議させたことである。^{〔註5〕} すなはちトリプル・アセメントは「消費税と所得税の half-way house」(ケネディ、前掲書、一六九ページ)といはれるごとく、元來所得課税を意圖したものであるが、一般輿論

の所得税の檢察官方式へのつよい反抗をかんがへて、その妥協としてできあがつたものである。ビットはこの税のどつちつかずの性格をあらためることによつてのみ豫期した税収をあげるとかかんがへたのである。そこでこの税から消費税的要素を完全にぬぐひおとし、斷乎所得税一本のすつきりしたものにしようとしたのである。そしてこの結果一七九九年の綜合所得税が創設されたのである。このやうにかんがへてくるとトリプル・アセメントは所得税の先驅とよぶよりもつもと密接な關係にある。すなはちもつと兩者のあひだには連續性がつよく、因果性がつよいといつてよからう。

〔註5〕 ファインスワースによればビットのトリプル・アセメントの稅收豫想は、最初は七〇〇萬ポンドであつたが後四五〇萬ポンドに訂正された。しかし實收入は三〇〇萬ポンドをわずかに上まわつたにすぎなかつた。これに反し、Voluntary Contribution は二八〇萬ポンド以上の收入をあげたのである。(しかしこの Voluntary Contribution はアディントン示唆によつてビットがトリプル・アセメントの補完としてつくつたものである。) ファインスワース前掲書十二ページ参照

四

以上がいはゆるイギリス所得税の先驅諸税についての觀察のあらましである。ビット、アディントンの所得税の税制、稅務

行政のいかなる側面が、またいかなる觀點が、これらの先驅諸税からえられたであらうか。これについての概略が以上であり、らかになつたこと、おもふ。

マンスリー・アセメントおよび地租からは税制面では所得税のイギリスタイプであるスケヂュール・システムおよび源泉課税の方式をうけついだ(地租)。また稅務行政面ではコミッションナー制度その他おおくの稅務行政制度をうけついだのである(マンスリー・アセメントおよび地租)しかしこの行政面でうけついだものは主として名望家的行政組織である。所得税行政が眞に必要とする近代的合理的専門官僚的稅務行政の基礎はこれらの先驅税からはえられなかつた。

家屋税は税制自體としては直接に所得税の創設に寄與すると

ころはなかつた。しかし稅務行政の面からみると家屋税監査官は所得税の合理的官僚的行政の中心核となるべき重要な役目をもつたのである。したがつて家屋税は所得稅行政の發展に重要な貢獻をなしたといふべきであらう。

かくて以上の三つの租税でイギリス所得税の税制面と稅務行政面における重要な組織ができあがつたといつてよい。しかし所得税が一七九九年に創設されるためにはひとつの契機あるひは過渡段階が必要であつたのであらう。そしてこの跳躍臺となつたものをトリプル・アセメントのころのみであつたといつてよからう。

付、この研究は昭和三十年度文部省科學研究助成金交付によつてなしたものの一部である。